にほんばし

かわら版

広重「名所江戸百景」共同通信刊

「永代橋佃しま」

永代橋の下から佃島を描いた夜景図。冬から春にかけての寒い時期に、佃島沖で夜間に行われた白魚漁を描いている。かがり火が水面にうつる風情ある光景は、江戸の風物詩の一つとなっていた。

令和5年春季号　第250号　（通巻293号）

公益社団法人 **日本橋法人会の理想**

わたしたちは、税金が社会共通の経費をまかなうための会費であることを理解し、自主申告納税制度の伸長をめざすものであります。

当会は、健全な法人納税者の団体として、

①まず正しい記帳と適正な申告と納税が行われるようにすすめるとともに
②会員の正しい意見が、税制や税務行政に反映するよう働きかけ、
③そこにお互いの信頼のきずなを深めながら
④企業と地域社会の発展のために幅広い活動を推し進めます。

目　次

カゴメ株式会社の健康応援コラム …… 3
リモートワークで乱れる体内時計に注意を …… 7
法人会だより「令和５年度税制改正に関する陳情」 …… 8
青年部・特別研修部会だより …… 9
令和5年度税制改正大綱 …… 10
日本橋税務署からのお知らせ …… 12
中央都税事務所からのお知らせ …… 14
中央区役所からのお知らせ …… 15
日本橋らんちのためのうまいものめぐり「魚　久」 …… 16
税金クイズ …… 17
法人会今後の予定・編集後記 …… 18

カゴメ株式会社　の　健康応援コラム

日本人は、野菜が不足気味！

皆さん、毎日忙しいですよね。バランスのいいお食事召し上がっていますか？
「バランスのよい食生活は大事」「野菜は食べないといけない」とご存じの方は多いと思います。
できることなら、そのような生活を送りたい、続けたいと思っている方も多いのではないでしょうか。

しかしながら、毎日、忙しい日々を過ごしていると、どうしても食生活が
乱れがちで、ついつい野菜を摂れていない事が多々あります。

実際、国が推奨する1日の野菜摂取目標量は、350g※1。
これに対し、日本人の1人当たりの平均野菜摂取量は約290g※2で、
約60gの野菜が不足しています。
しかも国の調査では、この10年間で一度も目標量をクリアできていません。

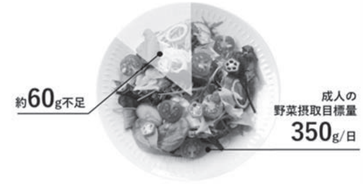

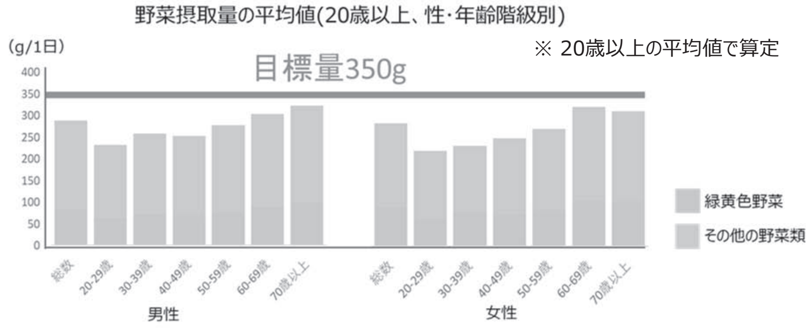

※1 厚生労働省「健康日本21（第二次）」
※2 平成22～令和元年 国民健康・栄養調査

野菜の役割

野菜の役割について350gの野菜、ご覧になった方はいらっしゃいますか。
思っていたより、多い！ですよね。
「1日350gも野菜をとる必要あるの？」と疑問に
思う方もいらっしゃるのではないでしょうか。
野菜には健康を維持する上で、重要な成分が含まれています。
主な働きを以下に紹介します。

食物繊維は、お腹の調子を整えたり、過剰な脂質の吸収を抑えてくれます。
カリウムは、塩分に含まれるナトリウムの排出を助け、
正常な血圧を保つのに役立ちます。
カルシウムは、骨や歯の形成に必要ですし、
β-カロテン(ビタミンA)は免疫機能を維持するのに必要です。
また、ビタミンC、E、β-カロテン、リコピン、アントシアニンなどの
抗酸化作用を持つ成分は、細胞の健康維持を助けてくれます。

この他にも、野菜には食べ物がエネルギーとして使われたり、
体の一部になったりするのをサポートする働きがあります。

日々の食事からこれらの栄養素を必要な量とるために
1日350g以上の野菜を食べることが推奨されています。

食物繊維

カリウム

カルシウム

β-カロテン(ビタミンA)

ビタミンC、E、β-カロテン、リコピン、アントシアニンなど

野菜が不足すると・・・

必要な栄養素が不足すると様々な症状が出てきます。

ビタミンAは、不足すると目の乾燥や夜盲症になる可能性があります。
ビタミンAは多くの食品中に天然に含まれており、青菜の野菜やその他の緑、オレンジ黄色（ブロッコリー、にんじん、かぼちゃ）の野菜に含まれています。

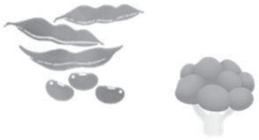

ビタミンB群は、不足すると皮膚炎や口内炎になる可能性があります。
枝豆やモロヘイヤ、ブロッコリ等の野菜に多く含まれています。

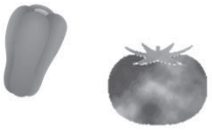

ビタミンCは、不足すると歯肉出血や粘膜出血をする可能性があります。
16世紀から18世紀の大航海時代に新鮮な果実や野菜を摂取することができなかった船員たちの間でビタミンC欠乏症である「壊血病」と呼ばれる病気が流行したことをご存知の方もいらっしゃるのではないでしょうか。
ビタミンCは、赤ピーマン、緑ピーマンやトマトに多く含まれています。
水溶性のため、茹でるのではなくラップをして電子レンジで温めていただいた方がより効率的にビタミンCをとることができます。

葉酸は、不足すると口内炎や下痢になりやすくなります。
アスパラガスやホほうれん草に多く含まれています。

食物繊維は、不足すると便秘や痔になる可能性があります。
野菜の多くに含まれており、特にごぼうやかぼちゃに含まれています。

野菜は低脂肪、低エネルギーでありながら「かさ」が多いことから、満腹感を与えてくれます。
上手に楽しく摂っていただければと思います。

出典：湯浅　他, ビタミン. 85巻, 389-399 (2011)より抜粋
厚生労働省eJIM,e-ヘルスネット,農畜産業振興機構

350gの野菜量の目安は？

さて、とても大切な働きをしている野菜ですが、1日に必要な350gは、
具体的にどのくらいなのか、イメージしにくいですよね。
そんな時に、ぜひ知っていただきたいのが「ベジハンド」です。
手のひら1杯に野菜を載せた状態をイメージしてみてください。

1ベジハンド=片手1杯を野菜約60gとして数えます。
1日に6ベジハンド(約360g)の野菜摂取を目指しましょう。
※野菜飲料も野菜として数えてください。
　なお、野菜飲料(野菜100%)は、200gで100gの野菜量として換算 （食事バランスガイド参照）

野菜摂取目標量
1日350g

1日 6ベジハンドを
目指しましょう!

旬の野菜紹介＆レシピ

春の野菜と春野菜を使った簡単なお料理のレシピをご紹介します。

●春の野菜

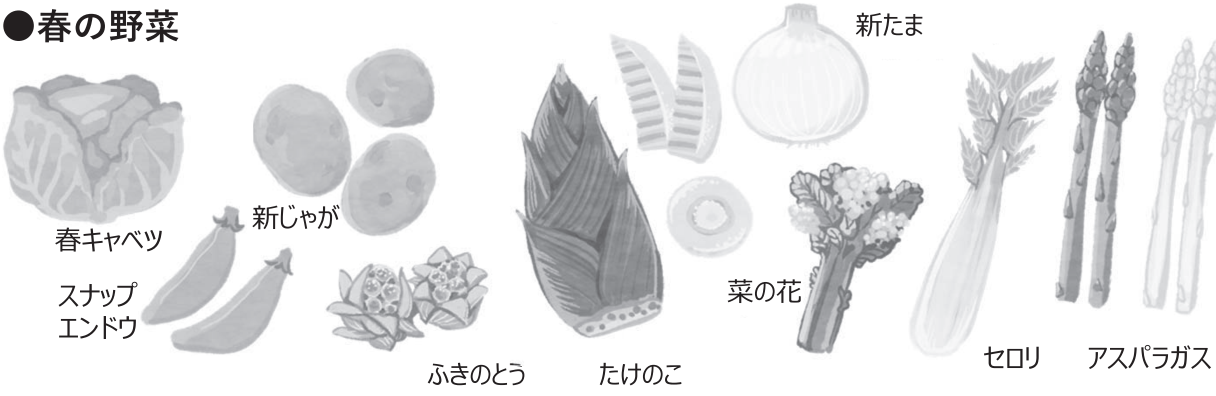

春キャベツの簡単副菜レシピ3選！
～火を使わずにあと1品ができる～

春キャベツの魅力は、やわらかさとみずみずしさ。火を使わずに調理して、生で食べてこそ、そのおいしさを楽しめます。
風味や魅力を余すことなく味わうことができて、あっという間に作れる常備菜レシピをご紹介します。

●キャベツの浅漬けしそ風味

材料（4人分）
•キャベツ：約200g（3～4枚）
•塩：小さじ1弱
•しそ（大葉）：4枚

作り方
1.キャベツは芯をとり、ざく切りにして塩をふってよくもむ。
　手に取って、ぎゅっと水気を絞る。
2.しそは縦半分に切り、細切りにして、1に加え混ぜる。
　10分くらいおいて完成。

●レンジでキャベツの昆布あえ

材料（4人分）
•キャベツ：約200ｇ（3～4枚）
•水：大さじ1
•塩昆布：大さじ2程度
•ごま油：小さじ1/4
•白いりごま：小さじ1
•塩：少々

作り方
1.キャベツは食べやすい大きさにざく切りにする。耐熱容器に入れ、水を加えて、ふんわりラップをかける。
2.電子レンジ（600W）で2～3分ほど加熱し、しんなりしたら取り出す。
3.キャベツの蒸し汁を捨て、塩昆布、ごま油、白いりごまを加えてあえ、塩で味を調えたら完成。

●キャベツのマリネ

材料（4人分）
•キャベツ： 約300g（約1/4個）
•にんじん：50g
•タマネギ：60g
〈マリネ液〉
•塩：小さじ1
•砂糖：大さじ1
•酢：大さじ2
•サラダ油：大さじ2
•粗びき黒こしょう：少々

作り方
1.キャベツは芯をとり、3cm角に切る。タマネギは縦に
　薄切りにする。にんじんは皮をむき、細かくせん切りにする。
2.ビニール袋に1を入れ、マリネ液の材料を加えて、軽くもむ。
3.全体が混ざり合ったら、粗びき黒こしょうを加え、空気を
　抜いて袋の口を閉じ、冷蔵庫で30分ほど置く。
4.食べる分を取り出し、軽く汁を切って、器に盛る。

次号では、夏の野菜と夏野菜を使ったお料理のレシピもご紹介しますので、ぜひお楽しみに。

カゴメ ベジチェック®のレンタルサービス紹介

ここまで様々な角度から野菜について記して参りましたが、皆さまはどのくらい摂っているか
ご存知ですか？ 実は、摂っているつもりでも摂れていないことがあります。
ベジチェック®はセンサーに手のひらをあてて約30秒で
あなたがどのくらい野菜を摂っているのか
推定することができます。
健康イベント、健康診断、食事指導など
様々な場面でご活用いただいております。

ベジチェックの実績

ベジチェックの企業・自治体様への
レンタル・リース件数は、のべ1500件以上※3
測定回数も累計270万回以上※3 測定されており
大変好評です。

また、ベジチェックを体験後に89% ※4の方が
「もっと野菜を摂ろう」と意識変容を起こされています。

※3 2023年３月時点
※4ベジチェックを体験しもっと野菜を摂ろうと意識した人　179人中160人

ベジチェックの活用事例

企業で働く従業員様の健康サポート
悩み：食生活を見直す「きっかけ作り」の提供
・ベジチェック測定後、意識的に野菜を摂る人が増加
・数値変化が励みになり、楽しく野菜摂取に取り組める

お客様向け健康イベントの活性化
悩み：血管年齢、骨密度等の測定会がマンネリ化
・数値の見える化⇒行動変容のきっかけ作りになる
・お客様とのコミュニケーションが活性化している

来店頻度向上、ロイヤルカスタマー育成に貢献
悩み：お客様、従業員の健康サポート、来店頻度の向上
・店長：**店舗従業員も野菜摂取意識が高まった**
・お客様：**定期的に測っており、常陳してほしい**

カゴメは、企業・自治体向けに、推定野菜摂取量を表示する「ベジチェック®」を展開しています。
レンタル期間は１日から最長3年間。ご興味のある方はぜひ下記からお問合せください。

お問合せ先：カゴメ株式会社 健康事業部
メール：kagome.happy-wellness@kagome.co.jp
電話：048-600-0043

※ 表示値はあくまでも目安とお考えください。ベジチェックは医療機器ではありません。
体格・体質等により、同じ量の野菜を摂取していても、野菜摂取レベルが異なることがあります。
ベジチェックは皮膚のカロテノイド量を測定し野菜摂取レベルを推定します。カロテノイドは主に緑黄色野菜に含まれます。
※ ベジチェックは企業・自治体向けのサービスです。個人の方への販売・リース・レンタルは行っておりません。
デザインは変更になる場合がございます。

リモートワークで乱れる体内時計に注意を

産業カウンセラー　柏木勇一

◆在宅勤務なのに「見えない管理」で睡眠不足になった係長

国立大学医学部教授のエッセイに「講義時間は100分だが、40分ぐらいたつと学生がだれてくるのが分かり、5分の休憩を入れたら居眠りする姿も少なくなった」と書いてありました。意識が集中できる時間のメドは約40分と考えてもいいでしょう。働く時間にそのまま当てはめることには問題があるかもしれませんが、体内時計を狂わすリモート業務についても参考になる記述がありました。

工場の総務課に勤務する40代の係長職の男性Aさんが、「コロナでほとんど在宅勤務。上司はそばにいないがSNSで管理され、ちょっと家の椅子から離れただけでも叱責される。仕事量も出社時より多く、ストレスでどうにかなりそうです。眠れない毎日になりました」と訴えてきました。この「眠れない毎日」という訴えがキーポイントです。

◆オンライン会議、１日４件以上は要注意

ここで「体内時計と働く時間」に触れたいと思います。ワークライフバランスに関するこの大学の調査では、1日3件のオンライン会議を実施している人のうち高ストレス者は14％ですが、1日平均4件の場合は33％に達しているという結果でした。そこから「リモートワーク自体はストレスを軽減させる要素があるものの、フルリモートワークでは生産性が下がることが明らかになった」と、まとめていました。

フルリモートワークになると睡眠リズムが乱れる、という説明です。原因は生活環境にあります。人間は朝や昼に十分光を浴びることで体内時計を整えていますが、リモートワークにより出勤で朝日を浴びることもなくなってしまい、フルリモートワークだと、人によっては1週間本当に短時間しかお日さまを見ないことも生じているかもしれません。日中は日光を浴びず、夜は遅くまでPCを開いてしまうことで、体内時計が狂い、睡眠時間にも影響、心身の不調になる危険性をはらんでいる状態です。

◆食事時間を守り、日光を浴びるー快適な睡眠には欠かせません

相談してきたAさんは、上司の対応だけではなく、同僚とのコミュニケーションの場もなく、ストレス発散ができません。家で仕事をしている時間が増えて、食事時間も不規則になったことも分かり、睡眠を整えるために重要な食事のバランスも悪くなっていることが心配でした。Aさんには、活動するための交感神経とリラックスさせる副交感神経という自律神経の仕組みを説明、ストレス過多による「睡眠時間」「睡眠の質」の悪化には十分気をつけるよう伝えました。テレワークが続く場合は、朝晩のメリハリのある生活と昼間の適度な運動も勧めました。言葉にすると簡単ですが、大事なことは「食事」と「光」です。

テレワークを今後の働き方のスタイルとして定着させる会社もありますが、それによって働く人の体調が悪くならないよう、心してほしいと思います。

【筆者紹介】

柏木　勇一
（かしわぎ・ゆういち）

大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

令和5年度税制改正に関する陳情

各法人会では税制改正について陳情を行っております。

日本橋法人会でも、関係各位に行っている税制改正のアンケートに基づき、本年度も令和5年度税制改正に関する陳情を公益社団法人京橋法人会と連名で行いました。

当会は、三田会長、相川税制担当副会長、鈴木税制委員長、事務局で伺い、鈴木税制委員長より令和5年度税制改正に関する要望についての説明を致しました。

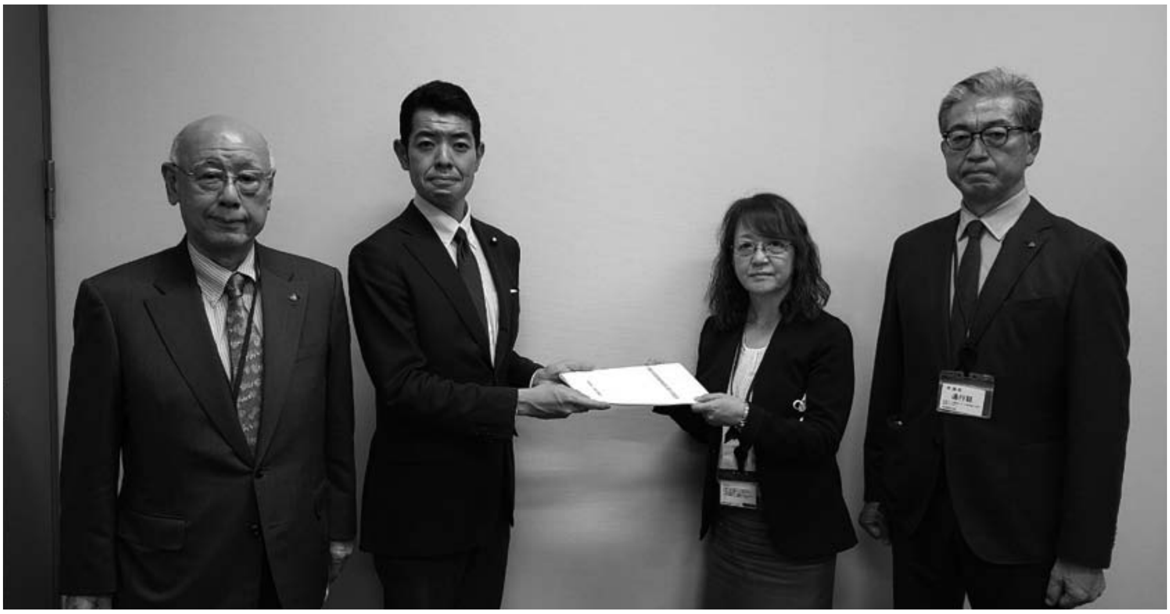

2022年12月8日　衆議院　東京第2区選出　辻 清人議員に令和5年度税制改正要望書をお渡ししました。
（左より、相川税制担当副会長、辻 清人議員、鈴木税制委員長、三田会長）

青年部会だより

「旅行会」を開催

1月14日に青年部の旅行会が開催されました。今回は千葉県を巡るツアーを企画し、千葉で名高い日本酒の酒蔵「小泉酒造」と八天堂のパン工房を見学しました。特に八天堂のパン工房ではパン作り体験に参加し、参加者一同童心に帰りつつも真剣に取り組み、出来上がったパンの完成度は工房職員の方々も感嘆するほどのものとなりました。

工房職員も驚愕の出来栄え!

八天堂パン工房でレクチャーを受ける

特別研修部会だより

「初笑い」を開催

特別研修部会、年初めの恒例行事「初笑い」が2月1日、3年ぶりに日本橋倶楽部において開催されました。

今回は、大好評につき平成26年、平成29年と3回目のご出演となる三遊亭兼好師匠に再度ご登壇いただき、新作、古典と盛り沢山の内容で、参加者一同を爆笑の渦に引き込み、部会員にとって明るい年初めとなりました。

三遊亭兼好師匠

会場風景

令和5年度 税制改正大綱

ー法人会の税制改正提言ー

～中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の2年延長、インボイス制度における各種特例措置など～

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

⑴オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行法人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することになる場合まで拡大されました。従来の払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行法人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業1億円以上 中小企業1千万円以上 海外企業5億円以上	5億円以上 海外企業は対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

⑵研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかる税額控除制度については、下限を2%から1%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。税額控除率は25%とされます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含められます。税額控除率は20%とされます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

⑶中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

⑷中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

⑸中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）又は暗号資産マイニングを委託している場合などを除外して2年間延長されます。

相続税・贈与税関係

⑴相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることになります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産について、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

2024年分の贈与から適用されます。

⑵生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。

2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

⑶教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。

2023年4月以後の教育資金について適用されます。

⑷結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。

2023年4月以後の贈与について適用されます。

所得税関係

⑴NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円（内成長投資枠1,200万円）
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠120万円 成長投資枠240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

⑵極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額は含みません。

2025年から適用されます。

⑶エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

⑷特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

⑸ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に延長されます。

消費税関係

⑴売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

⑵1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除を認められます。

⑶適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。事実上、振込手数料分の値引きに対する特例です。

⑷登録申請書の提出期限の変更

2022年10月1日から登録したい場合に、2022年3月末までに申請が必要という取り扱いが事実上なくなります。

国際課税

⑴グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

⑵外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上（現行は30%以上）である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

⑶非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国税に適用されます。②スキャナ保存制度について、解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性要件については、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国税関係書類に適用されます。③電子取引について、判定期間における売上高が5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力書面を用意し、かつ電磁的記録を行う者については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

①法人税額に対し、税率4～4.5%の付加税を課すこととされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課すこととし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは…
TIS税理士法人
税理士　飯田 聡一郎
TEL：03-5363-5958
FAX：03-5363-5449
HP: http://www.iida-office.jp/

東京法人会連合会

日本橋税務署からのお知らせ

国税の納付は スマホでスマートに

**6つのPay払い（○○ペイ）から
納付手続きが行えます！**

PayPay　d払い　au PAY
LINE Pay　メルペイ　amazon pay

令和４年12月１日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

- **事前手続き不要！**
- **いつでもできる！
場所を選ばず
どこでもできる！**

「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセス！ → **Pay払い（〇〇ペイ）を選択し、画面の表示に従って手続き！**

留意点

◉　アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。

◉　原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。

◉　一度の納付での利用上限金額は30万円です。

※ 利用するPay払い（〇〇ペイ）で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。

◉　領収証書は発行されません。

※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

R4. 11　　国税庁

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます

日本橋税務署からのお知らせ

＼準備は進めていますか?／

個人事業者・法人の皆さまへ

令和６年（2024年）１月からは 電子データでやりとりした請求書･領収書等を **電子データのまま保存する必要** があります!

保存が必要な電子データの範囲は?

- 請求書･領収書･見積書・契約書等のように、紙でやりとりしていたら保存する必要がある電子データです。
  ※ あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。
- これまでプリントアウトして保存していた電子データを、これからは電子データのまま保存していただくイメージです。

保存方法は?

- ファイル形式は問いません。 ※PDFに変換したり、スクリーンショットでもOK
- 不当な改ざんを防止するためのルールを定めた上、日付･金額･取引先で検索できるようにする等の対応をしていただく必要があります。
  ※ 例外的に検索機能などデータ保存時に満たすべき要件が緩和される場合があります。
  ※ プリントアウトすることは禁止されていませんが、それだけでは正しく保存したことになりません。

もっとくわしく知りたいときは?

- 国税庁ホームページから、電子帳簿保存法に関するパンフレット等をご確認ください。
- あわせて経理のデジタル化による生産性向上のために、会計ソフトを使った優良な電子帳簿の導入もご検討ください。

または

国税庁　電子帳簿保存法 で検索

国税庁

令和４年９月

ー中央都税事務所からのお知らせー

ー都税についてのお知らせー

4月から
固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

縦覧期間	令和5年4月3日（月）から6月30日（金）まで（土・日・休日を除く。）
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和5年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局ホームページをご覧いただくか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

（注）納税通知書は6月1日（木）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。

主税局HP（縦覧について）　主税局HP（本人確認方法について）

ー都税についてのお知らせー

来所せずにお手続ができます！

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続が可能です！ぜひご利用ください！◆

申　告　**申請・届出**　**証明等の取得**　**納　税**

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。

主税局HP

中央都税事務所　03－3553－2151（代表）

eLTAX(エルタックス)を利用した

電子納税をご利用ください！

中央区

対象税目

☆特別区民税・都民税(特別徴収分)
☆特別区民税・都民税(退職所得に係る納入申告)

金融機関等へのお出かけ不要
複数の地方公共団体への一括納付
納付事務の負担が軽減
こんなメリットが!!

ご利用方法

①利用届出	②電子申告	③納付情報入力	④納付方法選択	⑤納　税
eLTAXのホームページから利用届出を提出してください。（提出済みの方は不要です）	PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信してください。	納付する税金の種類や納付先などの情報を入力してください。	インターネットバンキングまたはダイレクト納付を選ぶことができます。	取引金融機関のネットバンキングや、事前に登録した口座から引き落としされます。(即時または指定日)

よくあるご質問　Q＆A

Q．電子納税した場合、領収証書は発行されますか？

A．紙の領収証書は発行されません。納付済の確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。

Q．還付が発生した場合、システムで返金してくれますか？

A．システムでの還付は行いません。中央区から還付の通知をお送りいたします。

ご利用に当たっての注意点

① 退職所得に係る納入申告はｅＬＴＡＸによる電子申告が必要です。
② 指定番号や納入金額の確認や入力のために、最新の「給与所得等に係る特別区民税・都民税　特別徴収税額の決定・変更通知書」をご用意ください。
③ 電子納税により納入された場合は、領収証書は発行されません。

問い合わせ先

eLTAXの登録・利用・操作方法について

eLTAXヘルプデスク　　電話　0570－081459
ホームページ　　https://www.eltax.lta.go.jp

月割額の決定・変更について

中央区総務部税務課課税係　　電話　03－3546－5270～5275

納入の確認について

中央区総務部税務課収納係　　電話　03－3546－5276～5278

○区役所職員が、納入書やｅＬＴＡＸを利用せずに、特定口座への振り込みを依頼することはありません。
振り込め詐欺にご注意ください。

日本橋らんちのためのうまいものめぐり

日本料理 魚久 本店

贅沢ランチ三種盛り あじみせ定食

ぎんだら京粕漬定食

粕漬けは、お酒を絞った後にできる「酒粕」に魚や野菜を漬けた保存食です。
酒粕は発酵によって増した旨味や栄養を豊富に含んでいるため、美味しいことはもちろん健康や美容にも良いものです。
魚久では旬の魚を粕漬けにし、昼は職人が炭火で一つ一つ丁寧に焼き上げた京粕漬を定食として、夜は暦ごとの旬を取り入れた会席料理をお客様に提供しております。

さけ京粕漬定食

おすすめ定食（奇数月）
本さわら酒粕白噌漬定食

〒103 - 0013
東京都中央区日本橋人形町1 - 1 - 20
TEL03 - 3666 - 3848
営業時間
平　日　11:00～14:00　17:00～22:00
定休日　土・日・祝日

オンラインショップ
京粕漬 魚久
https://uokyu-onlineshop.jp/

ぜいきんクイズ

下記の要項でご応募下さい。正解者には**10名に図書カード(1,000円相当額)**を差し上げます。

＜応募方法＞

官製はがき、又は下記のFAX応募用に答(①～③のいずれかの記号で答える)と、会社名・所在地・所属部課・氏名をご記入の上、ご応募下さい。

なお、官製ハガキの場合は、「春季号(第250号)の答」と明記し、問を解答して下さい。

あて先

〒103-0014
中央区日本橋蛎殻町1-10-7
蛎殻町ビル
公益社団法人日本橋法人会事務局
FAX(３６６３)３３０７

締切日

2023年 5月 31日
(当日消印有効)

発表

夏季号(第251号)当会報誌上
(2023年 6月末発行)

(問) 令和４年12月１日から国税のスマホアプリ納付が利用可能となりました。スマホアプリ納付について、誤っているものはどれでしょうか。次の３つの中からお選びください。

①スマホアプリ納付は、夜間休日を問わず24時間いつでも利用することができる。

②スマホアプリ納付の利用に当たっては、決済手数料はかからない。

③スマホアプリ納付は、一度の手続きで納付できる金額に上限はない。

新春号税金クイズ(249号掲載)の解答

新春号(第249号)税金クイズの解答は、次のとおりです。

【解答】 ③(1月31日)

昭和22年(1947年)の改正で、所得税に申告納税制度が導入され、その最初の期限は、昭和23年１月31日でした。

戦前の日本においては、税務官署が所得を査定し、税額を告知するという賦課課税制度が採られていましたが、昭和22年に、税制を民主化するために所得税、法人税、相続税の三税について、申告納税制度が採用されました。その後、確定申告期限は昭和26年の改正で２月末日に延長され、昭和27年分から、現在と同じ３月15日となっています。

抽選結果発表

当会報新春号(249)に掲載した税金クイズの抽選結果を発表します。
厳正なる抽選の結果、下記の方々が当選されました。 おめでとうございました。

安西 礼子	新井 華	折笠 泉	塚田 篤	藤田 英明
安藤 千恵	大村 仁	田中 里美	福島小次郎	丸山 敏郎

FAX 03 (3663) 3307 日本橋法人会事務局

春季号(第250号)の答 (FAX応募用)

答 ① ・ ② ・ ③ (いずれか正解に○をしてください)

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 所属部課＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人会への
メッセージ [ ]

法人会
消費税期限内納付
推進運動

日本橋法人会の今後の予定

開催日	行事内容	会場	開始時刻
令和5年 4月 4日(火)	新入社員ビジネスマナー研修	東実健保会館	13:00〜16:30
令和5年 4月11日(火)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30〜16:00
令和5年 4月13日(木)	４月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30〜16:00
令和5年 4月14日(金)	経理実務の基礎講座	スペース丸八	13:00〜16:30
令和5年 5月 8日(月)	適格請求書等保存方式の概要 〜インボイス制度導入理解のためのセミナー〜	日本橋公会堂	13:00〜15:00
令和5年 5月11日(木)	〜営業部門向け〜 インボイス制度対応の実例と業務セミナー	スペース丸八	13:30〜15:30
令和5年 5月18日(木)	５月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30〜16:00
令和5年 6月 7日(水)	第12回 通常総会 ・ 特別講演会	日本橋公会堂	13:30〜16:30
令和5年 6月14日(水)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30〜16:00
令和5年 6月22日(木)	６月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30〜16:00
令和5年 6月23日(金)	〃	〃	13:30〜16:00

「無料税務・労務相談」「無料法律相談」は水曜日開催中（隔週）。

※日程・会場等変更になる場合がございますので、お申し込みの際には事務局に必ずご確認下さい

最新の情報はホームページをご覧下さい!! 日本橋法人会 検索

■ 編集後記 ■

新型コロナ感染症の流行が始まって3年以上が経過しました。今までの行動制限は無くなり、イベントや祭りが各地で再開、旅行市場も本格的に動き始め、地域に活気が戻りつつあります。需要回復の兆しも見え始め、感染症法上分類の“5類”への変更やマスク着用のルール見直し等、コロナ政策も大きな転換点を迎え、“ウィズコロナ”の日常生活が現実となってきました。

春季号の特集は浜町にある会員企業、カゴメ(株)東京本社様に「健康応援コラム」と題して、日頃不足がちな野菜について、その役割の重要性や1日に必要な350gを簡単且つ効果的に摂取する方法など、興味深い記事をご寄稿いただきました。

「法人会だより」は、三田会長と相川税制担当副会長と鈴木税制委員長が、辻清人衆議院議員に税制改正の陳情に伺った報告です。「青年部会だより」は1月に行った日本酒蔵とパン工房を見学した千葉を巡る“旅行会”の報告。「特別研修部会だより」は2月開催の三遊亭兼好師匠を招いての“初笑い”行事を掲載しました。

ランチ紹介は人形町の日本料理「魚久」本店。ご存知、魚の京粕漬のお店です。1番人気の“ぎんだら”、“さけ”や“本さわら”の粕漬け定食はどれも絶品。本店2階のお食事処「あじみせ」で味わえます。

税務署、都税事務所、中央区からのお知らせは大切な内容です。令和5年度税制改正大綱とともにお目通しをお願いします。幅広く活動をしている日本橋法人会に多くの皆様のご入会をお待ちしています。

広報委員長 飯田 永介

にほんばし かわら版

令和5年春季号

第250 号（通巻293 号）

発行所 中央区日本橋蛎殻町1-10-7

公益社団法人 日本橋法人会

電 話 (3667)1736・1737

E-mail:support_1@nihonbashi-hojinkai.or.jp

発行人 会 長 三田 芳裕

編集人 広報委員長 飯田 永介